

アクリルパネルを 無償で配布します。



アクリルパネルのサイズ
【縦600mm×横600mm×厚さ3mm】



※写真はイメージです。

配布対象となる飲食店

食堂 レストラン ラーメン店 バー ナイトクラブ 喫茶店 等

日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の営業許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食できる店舗とします。

なお、配布を希望する飲食店は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施の上、**「新型コロナ対策推進宣言」(裏面参照)をしていただくことを条件**としています。

配布申込方法・期限

配布申込期限：令和3年2月5日(金)

※期限日以降のお申し込みは受けかねますので、必ず期限内にお申し込みください。

以下のいずれかの方法をお選びください。

方法① 裏面の申込用紙に必要事項を記載の上、お近くの商工会・商工会議所へ郵送、FAXまたは持参によりお申し込みください。※商工会・商工会議所の会員でない場合も申込可能

方法② ながの電子申請サービスからお申し込みください。
https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=10800

- ・お申し込みいただいた全ての店舗には、**2月～3月中を目途に1飲食店あたり最大5枚のアクリルパネルを配布**します。
 - ・配布方法については、原則として飲食店ごと直送とさせていただきますので、電子申請のページもしくは裏面の申込用紙には送付先住所を必ずご入力ください。
- ※記載の情報については、この事業の目的以外には使用しません。



電子申請申込ページ

長野県「新型コロナ対策推進宣言」普及促進事業 (お問い合わせ先)

- ◆県産業労働部創業・サービス産業振興室 (電話番号：026-235-7194)
- ◆一般社団法人長野県商工会議所連合会 (電話番号：026-226-6432 / FAX：026-227-6410)
- ◆長野県商工会連合会 (電話番号：026-228-2131 / FAX：026-226-4996)

新型コロナ対策推進宣言について

長野県では、県内の経済活動の再開・需要喚起を図るため、事業者が自ら適切な感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言」事業を実施しています。詳細については、以下の公式HPをご確認ください。



新型コロナ対策推進宣言（県公式HP）
https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html

宣言店舗をマップで調べることもできます！



宣言にあたっての具体的な取組例

配布を受けた飲食店は、新型コロナ対策の徹底に御協力ください。
 なお、詳しい対策内容にお悩みの場合は、お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

【店舗の取組】



定期的到店内の換気を行います。



アクリル板等の設置
 又は対人距離^(※)の確保を徹底します。
 ※2m(最低1m)以上



飲食をしない時のマスク着用を周知します。



手・指用消毒液を各所に設置します。

【お客様へのお願い】



入店時にお客様に手・指の消毒をお願いします。



会食時の音量抑制をお願いします。



店内移動時のマスク着用をお願いします。



お金のやりとりはトレイ使用やキャッシュレス決済でお願いします。

申込用紙

下諏訪商工会議所FAX:0266-28-8811、mail:shimocci@cci.shimosuwa.nagano.jp、郵送（西鷹野町4611番地）又は持参によりお申込みください。2/5（金）期日厳守です。【問い合わせTEL：0266-27-8533】
 飲食店の店舗名の下には、必ず食品衛生法第52条第1項に基づく営業許可の許可番号を記載してください。

飲食店の店舗名	店舗の郵便番号・住所 ※アクリルパネルの送付先を店舗と別の場所としたい場合は、その住所も記載	電話番号 ※送付先と緊急連絡先	業種 ※下記から選択	配布希望枚数
(店舗名)	〒 -	(店舗)		
(許可番号 ※8桁)	(別送付先を希望する場合) 〒 - (宛名)	(緊急)		

業種項目：①食堂・レストラン ②喫茶店・カフェ ③専門料理店 ④ファーストフード ⑤居酒屋・酒類提供店 ⑥左記以外の飲食店